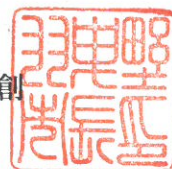




羽市協第546号
令和5年8月14日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

羽曳野市長 山入端 創



「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年6月26日付けでご要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

なお、対面及びZOOMでの懇談は、ご要望が多岐にわたり関係各課との調整が困難であるため、貴意に添い難いことをご理解いただきますようお願いいたします。

【担当】

羽曳野市 市民人権部 市民協働ふれあい課

TEL 072-958-1111 (内線 1080)

FAX 072-958-0397

MAIL shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp

【2023 年度自治体キャラバン行動・要望書】

要望項目についての回答

1

職員配置について、行政に対するニーズが複雑・多様化する中で、基礎自治体としての役割と責任を果たすためには、その担い手となる人材を確保することが重要であると考えています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えています。

ジェンダーバランスについては、男女ともに安心して働き続けることができる環境を整えることが重要であると考えています。育児又は介護のための早出遅出勤務制度を試験的に導入する等、仕事と育児・介護の両立を支援するための制度について引き続き検討します。

外国語対応において、正規職員については、必要性に応じて採用職種を決定し募集をおこなっています。今後も、必要な人材の確保・育成、適正な職員配置に取り組んでいきたいと考えています。

2

ヤングケアラーについては、こども、福祉、教育の関係部課で構成する庁内関係者会議を設置し、社会的認知度の向上をはじめ、施策の検討を行っています。

また、こどもの貧困実態調査については、大阪府と共同での実施をしています。「ヤングケアラー」実態調査についても今後検討し、介護・家事・育児などの支援についても併せて検討していきます。

子ども医療費助成制度は、対象の拡充を図ってきており、入通院ともに所得制限を設けず18歳までに拡充したところです。

入院・通院とも1医療機関ごとに1日最大500円の自己負担額となり、月2日が限度です。1ヶ月の自己負担限度額は2,500円となっています。入院時の食事代や薬局でのお支払いは無料です。

ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、18歳までの対象者の助成は子ども医療費助成制度と同じ内容です。18歳以上の対象者の入院時の食事代の助成は廃止となっています。

本市としましては、国に対しては、国の制度として子どもの医療費助成の創設について、また、大阪府に対しては、府補助金の助成対象年齢の拡充及び所得制限の撤廃について、引き続き要望していきます。

妊産婦医療費助成制度につきましては、厳しい財政状況の中、大阪府の福祉医療費助成の補助金にはない本市独自の助成制度の創設は困難と考えます。

認定NPO法人ふーどばんく OSAKA や、羽曳野市社会福祉協議会のフードドライブ事業と連携して、生活に困窮されている方へ食糧を支援しています。また、本市が活動費を助成している居場所づくりの団体が協働して、定期的にフードパントリーを開催しています。なお、家庭児童相談担当職員がボランティアとして参加しており、要保護児童等にも積極的な情報提供をしています。

給食費について、現在、小学校給食では、移転・新設する学校給食センターの令和8年度中の運用開始を目指し、整備事業を進めているところであり、自校式での給食実施は予定していません。また、中学校給食においても、令和7年9月からの全員喫食開始を予定していま

すが、本市学校施設の状況や早期実現性、財政面などから自校式による提供は想定していません。

給食費の無償化について、給食の食材費は、児童又は生徒の保護者が負担する旨、学校給食法に規定されているところですが、経済的に支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度による小学校給食費の負担軽減を図っています。

一方、令和5年度から市独自施策として、多子世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の学校給食費について、小学生では全額相当分を、中学生では実費の半額を助成します。

さらに、学校給食費への支援として、物価高騰が続く中、学校給食に使用する食材のうち牛乳などの物価上昇分について事業者への支援を行い、保護者負担を増やすことなく安定的に学校給食を提供します。

なお、保育所・子ども園などの副食費については、国制度によって世帯の所得状況に応じて免除されています。

児童扶養手当の認定請求書や現況届提出時においては、児童扶養手当関係法令又は関係通知に基づきひとり親である確認を行い、必要に応じて民生委員からの証明をいただく等、適切な対応に努めています。なお、対応時には、外国語対応等の必要な配慮を行うとともに、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう配慮を行っています。

学校健診で「要受診」と診断された児童生徒の受診状況の把握は平成30年度より実施しています。治療が必要な児童・生徒には、学校から受診するよう指示し、受診した児童・生徒は各医療機関が発行した受診証明書を学校に提出することになっています。

受診状況の把握だけにとどまらず、児童生徒が健やかな状態で学校生活を送れるように学校と保護者の間でより密な情報共有を行い、さらに受診後のケアや未受診者の保護者へのアプローチなども課題であると考えており、学校保健が児童生徒に対して担う責任を重く受け止めています。学校によっては、未受診の児童・生徒の保護者に対して受診を促す対応や、保健日より等で受診を促す対応を行っています。

「口腔崩壊」状態の児童生徒についても、学校では把握できており、保護者に対して受診勧告をしています。その後の治療経過などについては調査・把握はしていません。スクールソーシャルワーカーは児童生徒の学校生活全般にかかわることが多く、健康状態の把握にもかわりを持っていますが、受診や治療が困難な児童生徒への付き添い等を制度化するには至っていません。今後の課題として第三者の付き添い受診も考慮の一つに挙げさせていただきます。

全小中学校での給食後の歯みがきの時間について、コロナ流行前は一部の小学校で実施していましたが、マスクを取り外せるほどの距離の確保が難しいことと給食後一斉に実施するには時間確保が困難な学校もあり、全校実施は難しいのが現状です。コロナ禍が収束に向かっているとはいえ、一足飛びに全校で食後の歯みがき実施をすることは難しいと考えています。しかしながら、歯みがきについては年1回全小学校(義務教育学校前期課程含む)にて「歯のみがき方教室」を実施しており、理解を深める機会を設けています。また、フッ化物洗口については平成19年度まで実施していましたが、予算の確保が難しく実施を見送っています。

障がい児(者)歯科診療施設の案内についてですが、周知については、市ウェブサイトや市

健康だより等で行っています。

公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数について、令和5年6月末日時点での市営住宅の管理戸数は482戸、空室は51戸(用途廃止予定の政策空室を含まず)となっています。令和4年度までは向野住宅集約建替工事等のため、空室募集を停止していましたが、令和5年度は募集を再開するため、年度内に空室は減る見込みです。

現在、シングルマザー・高齢者等の対象に限らず市営住宅の空室のうち4室を災害時に利用できるよう、目的外使用申請済であり、災害時の住宅確保に備えています。

3

新型コロナ対策について、大阪府においては、保健所について、限られた人員・資源の中で最大限の対策を講じていただいているものと認識しています。本市としましては、引き続き大阪府と連携を図ってまいりたいと考えています。

また、「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、本市としましては、地域の医師会と連携をとりながら、必要となる対応等について行ってまいります。

なお、現時点において、自治体独自で支援事業は考えていません。

老人医療費助成制度については、厳しい財政状況の中、大阪府の福祉医療費助成の補助金にはない本市独自の助成制度の創設は困難と考えます。

健康保険証とマイナンバーカードの1本化について、短期証については廃止の方向になっていますが、短期証をなくし全て特別療養費の支給(償還払い)にて対応するとは考えていません。特別療養費の支給(償還払い)の対象者は、現状と同じく1年以上の滞納者等の個々の事情の把握を適切に行った上での対応となります。

保健所・保健センターにおける歯科医師・歯科衛生士を配置について、本市においては、羽曳野市歯科医師会と連携を図り、歯科検診事業等を実施しています。

4

国保料の府内統一化について、平成30年度から大阪府が財政運営の責任主体となり、大阪府全体で必要な給付を賄う等、財政基盤の安定化が図られています。大阪府は、国民健康保険法第82条の2に基づく大阪府国民健康保険運営方針において、「大阪府で一つの国保」として、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るべきとしており、制度の府内統一時期を平成30年4月1日としつつ、6年間の激変緩和措置期間を設ける旨定めています。

本市としましては、大阪府の支援や羽曳野市国民健康保険事業財政調整基金を活用しながら激変緩和措置を行うことで、府内統一化により保険料が急上昇し、被保険者の負担が急激に増えることのないよう努めています。また、国民健康保険料の負担軽減に対しては、国民健康保険の構造的課題を解決する抜本的な財政支援を講じるよう更なる公費拡充を国に要望していきます。

未就学児の均等割の年齢拡充等に関しては、今後、大阪府広域化調整会議での検討事

項の一つとして、国への制度改正の要望事項とするか検討していくこととなっていることから、今後の動向に注視しつつ、必要な要望は行ってまいります。

国民健康保険傷病手当金について、厳しい財政状況の中、本市独自の実施は困難と考えます。周知については、市ウェブサイト等で行っています。手続についても、ウェブサイトに必要な申請様式をアップしており、一部の申請についてはオンライン申請も可能としています。

マイナンバーを国民健康保険証とした場合の問題として、各種窓口受付時に、マイナンバーカードをみただけでは保険証番号等の情報が不明なため、国保なのか社保なのかの判断が即座にできません。氏名・生年月日で検索をして確認する必要があります。

国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応について、パンフレット等は外国語のものを用意しています。今後の多様化に向けて通知書等についても検討してまいります。

5

特定健診・がん検診については、大阪府が大阪府保健医療財団に委託している精度管理センターの協力のもと、分析評価を実施し検診会場や日程の工夫、保育の実施など受診率の向上に努めています。

国で定められている重点受診勧奨対象者に個別通知を送付し、受診率向上に努めています。

乳がん検診は、1,000円徴収していますが、それ以外の胃・肺・大腸・子宮がん検診は無料となっています。乳がん検診も、初年度の40歳には無料受診券を送付し受診率向上に努めています。

令和5年度が、第3期特定健康診査実施計画の最終年度であることから、計画期間における実施状況を評価し、第4期特定健康診査実施計画を策定します。

策定にあたっては、厚生労働省発出の「標準的な健診・保健指導プログラム」令和6年度から改定がされ、血液検査の追加や質問項目の見直しが予定されていることから計画にも反映し、的確な実施及び実施及び受診率のさらなる向上を目指します。

ポスター掲示・LINE・ウェブサイト・広報や各種保健事業などあらゆる機会を利用し啓発していますが、外国語対応については、現在対応できていないため、今後の課題とします。

総合的な歯科保健対策については、健康はびきの21の中で口腔分野での計画を策定し、それに基づき事業を実施しています。

国で定められている40・50・60・70歳に加え、25・35・45・55・65歳にも成人歯科健診を無料で実施しています。

また、口腔衛生の重要性や口腔機能向上の健康教育を行い、口腔衛生の向上やかかりつけ歯科医を推進しています。

6.7

介護保険料は、国、大阪府、市の公費、被保険者で負担する割合が定められており、第8期計画では介護給付費準備基金より約5億円を取り崩し、基準額の算定を行っています。第9期計画においても、給付費等の将来推計をもとに、制度の持続可能性も踏まえ、基金取り崩し

額を含め介護保険等推進協議会にて慎重に審議のうえ算定を行います。低所得の方に対しては、介護保険条例に基づく保険料の減免やサービス利用負担額の一部助成を実施しています。また障害福祉サービスにおいては、非課税世帯の利用負担はございません。

総合事業における訪問型・通所型サービスについては、介護相当のサービスが利用可能となっており、緩和型・短期集中型サービス等についても利用者の状況に応じ、サービスが提供されるよう充実が図られているところです。また、サービス事業者へも従来と同等のサービス費を設定しています。介護保険への申請等については、本人・ご家族の意向のもと申請していただいています。なお、障害福祉サービスを受給されている方へは65歳に到達する前に申請等のご案内を行っています。

熱中症対策については、地域での相談窓口や介護予防教室など、高齢者が集う場において熱中症予防の注意喚起を行っています。サービス事業所においても、高齢者に対してお声掛けをしていただいています。

第8期計画においては地域包括ケアシステムの推進という観点から、居宅型のサービスを充実させることを基本方針としており、施設サービスについては新たな整備は行いません。第9期計画においては、入所申込者の状況等を勘察し、検討を行ってまいります。また、高齢者の方に自立した生活を送っていただくために、心身の状況を踏まえ、その方の有する能力を十分に見極めた上で、適正な介護サービスが提供されるよう努めてまいります。

障害福祉サービスにおいては、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について(平成27年3月31日付障企発0331第1号・障障発第0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知)」、「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成27年2月18日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課通知)」、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和4年4月)」及び「障害福祉サービス 障害児通所支援 地域生活支援事業 支給決定基準」に基づき運用を行っています。今後も各関係課と連携を図り、適切な対応に努めてまいります。

また、介護保険に係る公費負担引き上げや人材不足、障害福祉サービスに係る国庫負担基準の創設に関しましては引き続き国に対し要望を行ってまいります。

8

扶養照会については、厚生労働省の通知※(処理基準)等に基づき、申請者から状況を十分に聴取したうえで、扶養の可能性を検討し、扶養義務履行が期待できないと判断した場合は調査を行わないこととしています。また、窓口で申請の意思を確認し、表明があった場合は必ず申請を受理しています。

(参考)

※令和3年2月26日付け厚生労働省社会援護局保護課事務連絡

2022年度の扶養照会件数:338件

扶養に結び付いた件数:91件

生活保護に関する広報については、市ウェブサイトに掲載しており、窓口で相談された方には生活保護のしおりを用いて丁寧に説明するよう努めています。

ケースワーカーの配置において、福祉専門職である事務職(社会福祉)については、人数、年齢構成等を考慮したうえで、募集を行っていきたくと考えています。

生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため、社会福祉法に定められた「標準数」のケースワーカーを確保できるよう努めていきます。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、必要な知識、能力を向上させるため、可能な限り各種研修への参加をすすめています。窓口対応においては、法令通知等を遵守し、申請権の侵害を行わないよう努めています。

シングルマザーや独身女性に対する対応については、性別・年齢に関係なく、丁寧な対応に努めていますが、加えて、配慮等必要な方には個別に対応しています。

また、生活保護のしおりは定期的に見直しを行っており、生活保護の申請の意思を示した方(相談のみの方を含む)にお渡しし、生活保護制度をわかりやすく説明するよう適切な対応に努めています。

医療証についてですが、当市福祉事務所では、休日・急病時には、医療機関で生活保護受給中であることを告げて受診し、後日、医療券を交付することにより対応しています。また、健診については、健康サポート健診の案内を対象者に送付するなど受診勧奨を行っています。

警察官 OB 職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び面接相談時における適正な対応支援等を目的とし、尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として配置しているものです。「適正化」ホットラインについては、実施していません。

生活保護基準についてですが、生活保護基準は、生活保護法第8条第1項の委任を受けた厚生労働省告示に基づくもので、基準は国において、生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費の実態を世帯の年齢や人員数、居住地で比較検証した結果、改定が行われたものと認識しています。

住宅扶助については、厚生労働省告示、通知(処理基準)等に基づき、適切に認定しています。また、世帯の状況に応じて経過措置等適切に対応しています。

ジェネリック医薬品の使用については、先発薬が全く利用できないわけではなく、後発薬の在庫がないときや病状によって先発薬が望ましいと医師が判断した場合は、先発医薬品の処方が可能です。この理由を除き、原則として後発薬を処方してもらうようにすることとなっていますので、適正に対応していきます。

大学生、専門学生の世帯分離については、子どもの大学等進学支援について、大学等就学中の住宅扶助費を減額しない措置や平成30年度には進学準備給付金が創設されており、また、高校生等の進路に対する支援についてもアルバイト収入や恵与金・貸付金について実施機関に相談して承認を得たうえで手元に残す取扱いが可能になっています。希望する進路にすすめるようにこれらの支援を適切に行い、子どもの自立に向けて引き続き取り組んでいきます。

9

体育館の冷暖房設備について、児童・生徒の熱中症対策及び避難所としての環境改善を図るため、令和4年度から市立全小中学校義務教育学校において整備を進めており、令和5年度末には、整備率 100%となる見込みです。

市立全小中学校義務教育学校における施設のトイレ洋式化整備率については、令和4年度末現在、63.0%となっています。

教育委員会としまして、トイレの洋式化を推進しているところです。

今年度も、市内1中学校において工事を実施しており、令和5年度末には、洋式化整備率は 67.6%となる見込みとなっています。

今後、校舎内トイレの洋式化の整備に目処がつき次第、体育館内トイレ等の洋式化についても検討してまいります。

なお、災害発生に伴う停電等に備えて、災害時用備蓄物資としまして、各避難所に組み立て式洋式トイレを備蓄しています。

災害時の高層住宅について、支援策や住宅管理者への指導・啓発については庁内の危機管理・福祉等の関係部局ならびに国や大阪府の関係部局とも施策の方向性について検討を図って参りたいと思います。

【2023 年度自治体キャラバン行動・要望書】

独自要望についての回答

1

市内循環バスについて、バスの停留所は、令和5年7月で 86 停留所あり、バスの運行数も6台で1日 25便運行しており、近隣市の中でもバス停留所及び運行数は、多い状況ですのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

補聴器購入時の補助について、身体障害者手帳(聴覚障害)をお持ちの方を対象に、補装具として補聴器の給付を行っています。そのため、補聴器のご相談があれば、身体障害者手帳の取得を適宜ご案内しています。

身体障害者手帳の対象外となった中等度難聴児(60 デシベル以上)については、大阪府難聴児補聴器交付事業にて補聴器を交付しています。本市では、補装具や大阪府の事業の対象とならない軽度難聴児(30 デシベル以上)については羽曳野市軽度難聴児補聴器購入助成事業にて助成を行っています。

2

中学校全員給食については、令和7年2学期(9月)からの全員喫食開始を予定し、現在、取り組みを進めています。

学校給食費については、現在、給食費の無償化を実施する予定はありませんが、令和5年度から市独自施策として、多子世帯における第3子以降の児童及び生徒の給食費を助成することにより保護者の経済的負担軽減を図るなど、子育て支援を推進してまいります。

こども園の給食については、安全な食を安定的・衛生的に供給するため、業者委託を行っています。

本市として、こども園に関しては業者委託により給食を提供することとしているため、現状としては人員を配置する必要性はないと考えています。